

第6次から変更のある業種その他の区分について

注1) 網かけは第6次から変更のあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し。

注2) 表右端の「条件」欄はC値の幅の見直し検討にあたって業種その他の区分を抽出する際に該当した条件を示している。

(C値の幅の見直し検討のための業種その他の区分の抽出条件)
 条件①:C値の範囲が強化されていない業種その他の区分(CODのみ)
 条件②:CODのCoとCj、窒素・りんのCoとCiの差が大きな業種その他の区分
 条件③:国が定めたC値の範囲の上限値より都府県が定めたC値のうち最大の値の方が小さい業種その他の区分
 条件④:暫定排水基準対象業種に該当する業種その他の区分(窒素、りんのみ)
 条件⑤:C値の範囲の上限値が一律排水基準より大きい業種その他の区分

(COD)

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C c 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		条件					
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾							
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	①	②	③	④	⑤	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業 (※第6次「肉製品製造業」を変更)	Cco	40	50	40	70	40	50						
		Cci	40	50	40	60	40	50						
		Ccj	30	40	30	50	30	40						
9	寒天製造業	Cco	80	120	80	120	55	65	○					
		Cci	80	100	80	100	55	65						
		Ccj	80	100	80	100	55	65						
49	有機質肥料製造業	Cco	20	70	20	70	20	50		○				
		Cci	20	30	20	40	20	30						
		Ccj	20	30	20	40	20	30						
97	バルブ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業 (整理番号76の項から前項までに掲げるものを 除く。)	Cco	30	50	30	40	20	30						
		Cci	30	40	30	40	20	30	○					
		Ccj	30	40	30	40	20	30						
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間 物製造工程に係るもの													
109項の備考 (1)	靑酸誘導品含有排水を排出する工程	Cco	210	220	210	280	150	160						○
		Cci	210	220	210	220	150	160						
		Ccj	190	210	190	210	150	160						
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項 から前項までに掲げるものを除く。)													
122項の備考 (1)	有機ゴム薬品製造工程	Cco	280	290	280	320	150	160						○
		Cci	270	280	270	280	150	160						
		Ccj	270	280	270	280	150	160						
145	イオン交換樹脂製造業	Cco	170	180	170	180	160	170						○
		Cci	170	180	170	180	160	170						
		Ccj	130	140	130	140	130	140						
186	伸線業	Cco	10	30	10	20	10	25						
		Cci	10	20	10	20	10	20		○				
		Ccj	10	20	10	20	10	20						
193	鍛工品製造業	Cco	10	20	10	15	10	15						
		Cci	10	20	10	15	10	15		○				
		Ccj	10	20	10	15	10	15						
204	電子回路製造業 (※第6次「プリント回路製造業」を変更)	Cco	20	40	20	40	20	40						
		Cci	20	30	20	40	20	30						
		Ccj	20	30	20	40	20	30						
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に 掲げるものを除く)、電気機械器具製造業又は 情報通信機械器具製造業 (※第6次「電気機械器具製造業(前項に掲げ るものを除き、情報通信機械器具製造業、電子 部品・デバイス製造業を含む。)」を変更)	Cco	10	30	10	30	10	30						
		Cci	10	30	10	30	10	30						
		Ccj	10	30	10	30	10	30						
221	し尿浄化槽(処理対象人員が501人以上のもの に限る。)													
221項の備考 (1)	処理対象人員が5,000人以下のもの	Cco	40	70	40	70	40	50						
		Cci	30	50	30	50	30	50						
		Ccj	30	50	30	50	30	50						
221項の備考 (2)	処理対象人員が5,000人以下のものであって、 昭和55年7月建設省告示第1292号が適用され る前のもの	Cco	40	80	40	80	40	50						
		Cci	40	80	40	80	40	50		○				
		Ccj	30	50	30	50	30	50						
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	Cco	40	60	40	60	40	50						
		Cci	30	50	30	50	30	50						
		Ccj	20	40	20	40	20	40						
223項の備考 (1)	日平均排水量が3,000m ³ 未満のもの	Cco	50	60	50	60	40	50						
		Cci	30	50	30	50	30	50						
		Ccj	20	40	20	40	20	40						
223項の備考 (2)	昭和62年6月30日以前に設置されたもの	Cco	40	60	40	60	40	50						
		Cci	40	60	40	60	40	50		○				
		Ccj	20	40	20	40	20	40						

(C値の幅の見直し検討のための業種その他の区分の抽出条件)
 条件①:C値の範囲が強化されていない業種その他の区分(CODのみ)
 条件②:CODのCoとCi、窒素・りんのCoとCiの差が大きな業種その他の区分
 条件③:国が定めたC値の範囲の上限値より都府県が定めたC値のうちの最大値の方が小さい業種その他の区分
 条件④:暫定排水基準対象業種に該当する業種その他の区分(窒素、りんのみ)
 条件⑤:C値の範囲の上限値が一律排水基準より大きい業種その他の区分

(窒素)

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C n 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		条件					
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾							
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	①	②	③	④	⑤	
2	畜産農業	Cno	60	200	60	130	60	120						○
		Cni	60	70	60	70	60	70						
2項の備考	総面積が50m ² 以上の豚房施設を有するもの	Cno	-	-	-	-	60	200					○	○
		Cni	-	-	-	-	60	70						
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業 (※第6次「肉製品製造業」を変更)	Cno	25	50	30	60	25	50						
		Cni	10	25	10	35	10	25						
102	窒素質・りん酸質肥料製造業													
102項の備考 (1)	アンモニア製造工程	Cno	40	150	40	100	40	120						○
		Cni	30	40	30	70	30	40						
102項の備考 (3)	尿素製造工程	Cno	1100	1200	1500	1600	700	800						○
		Cni	1100	1200	1100	1200	700	800						
108	無機化学工業製品製造業(整理番号105の項 から前項までに掲げるものを除く。)													
108項の備考 (1)	バナジウム化合物製造工程(塩析工程を有する ものに限る。)	Cno	50	6000	50	6000	50	5300			○	○	○	
		Cni	40	6000	40	6000	40	5300						
108項の備考 (3)	モリブデン化合物製造工程(塩析工程を有する ものに限る。)	Cno	50	6000	50	6000	50	5000				○	○	
		Cni	40	6000	40	6000	40	5000						
108項の備考 (4)	イットリウム酸化物製造工程	Cno	50	150	50	150	50	120						○
		Cni	40	150	40	150	40	120						
108項の備考 (7)	窒素又はその化合物を含有する原料を使用す る工程	Cno	50	160	50	160	50	120						○
		Cni	40	60	40	60	40	60						
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間 物製造工程に係るもの	Cno	15	60	15	80	15	50			○			
		Cni	10	15	10	35	10	15						
109項の備考	窒素又はその化合物を原料として使用するもの	Cno	50	240	50	240	50	200			○			○
		Cni	40	50	40	55	40	50						
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製 造工程に係るもの	Cno	15	60	15	60	15	45			○			
		Cni	10	15	10	30	10	15						
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工 程に係るもの													
112項の備考	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤とし て使用するもの	Cno	50	145	50	160	50	130						○
		Cni	15	40	40	55	15	40						
115	脂肪族系中間物製造業													
115項の備考 (2)	青酸誘導品含有排水を排出する工程	Cno	300	2750	500	510	300	1800			○	○		○
		Cni	300	500	500	510	300	500						
117	発酵工業	Cno	15	55	15	40	15	40			○			
		Cni	10	20	10	30	10	20						
120	プラスチック製造業													
120項の備考	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤とし て使用するもの	Cno	20	70	50	150	20	65			○			
		Cni	10	35	40	55	10	35						
136	火薬類製造業	Cno	15	65	15	65	15	35			○			
		Cni	10	20	10	30	10	20						
146	化学工業(整理番号102の項から前項までに掲 げるものを除く。)	Cno	15	55	15	60	15	50			○			
		Cni	10	20	10	30	10	20						
173	高炉による製鉄業													
173項の備考 (2)	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	Cno	55	100	55	100	55	65			○			
		Cni	40	50	40	60	40	50						
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項 に掲げるものを除く。)													
180項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	Cno	55	100	55	100	55	70			○			
		Cni	40	50	40	60	40	50						
186	伸線業	Cno	15	40	15	25	15	25			○			
		Cni	10	15	10	25	10	15						

(次頁に続く)

(C値の幅の見直し検討のための業種その他の区分の抽出条件)
 条件①: C値の範囲が強化されていない業種その他の区分(CODのみ)
 条件②: CODのCoとCj、窒素・りんのCoとCiの差が大きな業種その他の区分
 条件③: 国が定めたC値の範囲の上限値より都府県が定めたC値のうちの最大値の方が小さい業種その他の区分
 条件④: 暫定排水基準対象業種に該当する業種その他の区分(窒素、りんのみ)
 条件⑤: C値の範囲の上限値が一律排水基準より大きい業種その他の区分

(窒素)

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C n 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		条件					
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		①	②	③	④	⑤	
			下限	上限	下限	上限	下限	上限						
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)													
202項の備考 (2)	アルマイト加工工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)	Cno	55	120	60	90	55	90			○			
		Cni	35	50	50	90	35	50						
203	一般機械器具製造業													
203項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	Cno	20	45	20	45	20	40			○			
		Cni	10	20	10	25	10	20						
204	電子回路製造業 (※第6次「プリント回路製造業」を変更)	Cno	15	30	20	30	15	30						
		Cni	10	20	10	25	10	20						
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業 (※第6次「電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。)」を変更)	Cno	15	30	20	30	15	30						
		Cni	10	15	10	25	10	15						

(C値の幅の見直し検討のための業種その他の区分の抽出条件)
 条件①: C値の範囲が強化されていない業種その他の区分(CODのみ)
 条件②: CODのCoとCj、窒素・りんのCoとCiの差が大きな業種その他の区分
 条件③: 国が定めたC値の範囲の上限値より都府県が定めたC値のうち最大の値の方が小さい業種その他の区分
 条件④: 暫定排水基準対象業種に該当する業種その他の区分(窒素、りんのみ)
 条件⑤: C値の範囲の上限値が一律排水基準より大きい業種その他の区分

(りん)

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C p 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		条件					
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾							
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	①	②	③	④	⑤	
2	畜産農業	Cpo	8	40	8	30	8	36						
		Cpi	8	9	8	9	8	9		○	○			○
2項の備考	総面積が50m ² 以上の豚房施設を有するもの	Cpo	-	-	-	-	8	40						
		Cpi	-	-	-	-	8	9		○	○	○	○	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業 (※第6次「肉製品製造業」を変更)	Cpo	4	16	4	16	4	16						
		Cpi	1	6	1	8	1	6						
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	Cpo	3	6.5	3	6	3	6						
		Cpi	1.5	3	1.5	5.5	1.5	3			○			
22	砂糖精製業	Cpo	1.5	5	3	4	1.5	4.5						
		Cpi	1	2	1.5	4	1	2			○			
38	あん類製造業	Cpo	3.5	12	5	12	3.5	9						
		Cpi	1	4	1	8	1	4			○			
47	配合飼料製造業	Cpo	2	3.5	2	3	2	3						
		Cpi	1	2	1	3	1	2			○			
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	Cpo	2	26.5	2	26.5	2	16						
		Cpi	1	26.5	1	26.5	1	16						○
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)													
122項の備考	有機りん系農薬原体製造工程	Cpo	2	23	2	60	2	16						
		Cpi	1	2	1	3	1	2			○			○
138	合成香料製造業	Cpo	2	4	2	4	2	3.5						
		Cpi	1	2	1	2.5	1	2			○			
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	Cpo	2	4	2	4	2	3.5						
		Cpi	1	2	1	2.5	1	2			○			
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	Cpo	2	4	2	4	2	3.5						
		Cpi	1	2	1	2.5	1	2			○			
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)													
202項の備考 (2)	アルマイト加工工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)	Cpo	8	17	8	50	8	16						
		Cpi	1	6	1	8.5	1	6						○
204	電子回路製造業 (※第6次「プリント回路製造業」を変更)	Cpo	1	2.5	2	3	1	2.5						
		Cpi	1	2	1	2.5	1	2						
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業 (※第6次「電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。)」を変更)	Cpo	1.5	3	2	3	1.5	3						
		Cpi	1	2	1	2.5	1	2						